

(別添)

花のあるまちづくり事業委託に関する審査基準

本事業における委託契約の候補者選定にあたっては、審査委員会による審査を行うこととし、審査方法等については次のとおりとする。

1 審査方法

本事業に応募のあった事業計画書については、愛知県が設置する審査委員会に諮ることとし、審査にあたっては、審査項目ごとの配点で評価し、その合計点により順位を決定する。

ただし、各審査項目において、審査員の平均点に以下の2（2）で示す「F」評価がある場合、総合的にみて不十分と判断される場合、または委託事業を遂行する能力がないと認められる場合は、合計点に関わらず採択しないものとする。

2 審査項目及び評価方法

(1) 審査項目は、次の4つとする。

- I 事業実施体制について
- II 事業実施方法について
- III 見積もり経費について
- IV 事業効果について

(2) 評価方法は、上記審査項目ごとに下表の配点で評価する。

評価区分	配点
A 大変優れている	5点
B 優れている	4点
C 普通である	3点
D 普通よりやや劣る	2点
E 普通より劣る	1点
F 不適切である又は評価できる記載がない	0点

3 審査項目の具体的な内容

(1) 事業実施体制について

ア 雇用の創出効果は高いか。

【判断基準】

- ・新規雇用の失業者数の予定人数は3人以上となっているか。

イ 事業に従事する労働者の雇用方法等は適切か。

【判断基準】

- ・労働者の雇用に当たっては、募集方法、雇用期間等の要件を遵守しているか。

ウ 組織体制や配置体制は十分か。

【判断基準】

- ・組織体制は、本業務を受託するのに適した業務実績や人的資源を有しているか。
- ・配置体制は、本業務を実施するのに適したものとなっているか。

(2) 事業実施方法について

ア 事業実施方法は適切か。

【判断基準】

- ・事業実施計画は、現在の生産体制及び過去の実績から実施できる計画となっているか。
- ・栽培スケジュール等事業実施方法は、目的を達成できるものとなっているか。
- ・プランターへの植栽の種類は、適切か。
- ・搬入・搬出方法は、実施できる内容か、また適切か。
- ・プランターの管理方法は、適切か。
- ・プランターの処理方法は適切か。

(3) 見積もり経費について

ア 見積もり経費は妥当か。

【判断基準】

- ・人件費、物件費において、必要経費項目が計上されているか。

イ 見積もり金額は妥当か。

【判断基準】

- ・人件費に占める新規雇用者の割合が 55.5%以上となっているか。
- ・給与や通勤手当等の水準が適正か。
- ・物件費の見積額は妥当か。

(4) 事業効果について

ア 緊急雇用創出事業の趣旨に合致して失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用

- ・就業機会を創出・提供する計画となっているか。

【判断基準】

- ・事業の趣旨を踏まえ、失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用就業機会を提供するものとなっているか。

イ 本事業の委託計画内容が花のあるまちづくりの推進につながるものか。

【判断基準】

- ・プランターの仕様や花苗の種類等は、設置する当該地域の特色（気候風土、地域文化等）が効果的に現れているものとする。
- ・植栽計画及び植栽の内容等が優れているか。